

第 10 回 CPD WG 委員会議事録（案）

日時：12 月 4 日（木） 9:30～11:40

場所：日本工学会事務所

出席者（順不同、敬称略）：

主査 関田 真澄（(社)日本冷凍空調学会 事務局長）

委員 木村 軍司（首都大学東京 名誉教授、電気分野）

児玉 公信（(株)エクサ 技術推進部門、情報分野）

佐藤 恒夫（(社)土木学会技術推進機構 機構長）

武田 裕久（(株)電業社機械製作所 上席執行役員）

永田 一良（日立製作所研究開発本部 技術主管、日本技術士会）

山本 誠（東京理科大学工学部機械工学科 教授）

担当理事 橋谷 元由（(社)化学工学会人材育成センター 部長）

事務局 柳川隆之

配布資料：

CPD08-10-1 第 9 回 CPD WG 会合議事録（案）

CPD08-10-2 日本工学会 CPD ガイドライン（案）（関田主査）

CPD08-10-3 ガイドライン（1）

CPD08-10-4 ガイドライン（2）

CPD08-10-5 シンポジウムの構想

議 事：

1. 前回議事録確認

11 月 19 日に開催された第 9 回会合の議事録案を、5 箇所（字句）の訂正を加えたうえで確認した。

2. ガイドラインの文案の検討

関田主査から、前回の審議で出された意見をもとに訂正を加えたガイドライン（旧覚書）の案が提示された。ガイドラインは CPD の流れ全体（プログラムの作成から始まって、質の保証、実施、記録登録、証明、集積、記録の交換）をカバーするものであるべきだが、ここではとりあえず記録登録を対象とするガイドラインをまとめることを確認の上、文案の検討を行った。その結果、下記の点について修正を加えた改訂版を関田主査が作成し、次回に審議することにした。

今回の文案に対する修正点は次の通りである。

1) 第 1 条

*（1）項：「CPD を実施している」と「直接の」は削除する。

*（2）項：「情報交換等」は CPD の促進という意味を含めるような表現を佐藤委員が考える。

*（3）項：「個人会員、学生会員」を「個人の会員」とする。

*（4）項：第 2 文は削除する。

*（6）項：「ホーム学協会とは、CPD 登録技術者が CPD 実績を集積する会員学協会をいう。なお、ホーム学協会は必要に応じ複数設定できる。」とする。

2) 第 2 条

- * 表題を「記録登録システム」から「記録登録」とする。
- * 第4条第1項を「自身のCPD実績を証明する必要があることに備え、会員学協会はCPD登録技術者のCPD実績を集積する。」と修正して、本条の第1項とする。
- * 本条の第2項として、現在の第2条を修正して、「各学協会はCPD実績の記録登録を行うシステムを整備することが望ましい。」とする。

3) 第4条

- * 第1項を第2条に異動したため、それ以下の項番号を一つずつ繰り上げる。

4) 第5条

- * 条文に入れるのではなく、例えば前文に入れることを検討する。

第6条 (CPD08-10-2の2番目の第5条)

- * 第1項の出だしの文章を「ホーム学協会はCPD登録技術者または他学協会の…」とする。
- * 第2項の「技術者の求めに応じて」は「CPD登録技術者または他学協会の求めに応じて」とする。
- * 第2項の最後の「受講証明書を発行する。」は「受講証明書を発行することが望ましい。」とする。

第7条 (CPD08-10-2の第6条)

- * 第2項の「ガイドライン」を「品質保証ガイドライン」とする。

審議の内容はつぎのとおりである。

1) 第1条について

- * 主旨とか理念を定義の前に入れるべきである。(山本) ⇒前文に入れる。文言の統一は最後に整理する。(関田)
- * 第1条(2)の分野別協議会の目的は情報交換だけでよいか。(橋谷) ⇒建設系では、CPDの支援・促進の役割を持っているので、この表現は別途考える。(佐藤)
- * 分野別協議会是一个の分野に一つと限られるのか? ⇒まとめられるところがまとまるという感じである。建築分野では構造とアーキテクトは分かれている。(佐藤) 一つの学協会が複数の分野別協議会に入る可能性もある。(関田)
- * 条項間に一貫性が保たれるように、全体をよくみて構成しないといけない。(永田)
- * 後になって出てこない言葉は定義する必要はない。(関田)
- * 平成17年度の報告書にある品質保証ガイドラインは十分議論してあるのか? (永田) ⇒平成17-18年に議論した。しかし、実現性という点で再度見直しが必要である。(橋谷)
- * 第1条(4)のプログラムの種類は平成17年度の品質保証ガイドラインでは3種類挙げてあるが、これだけでよいのか? ⇒この文章全体は削除してはどうか。(橋谷)
- * 平成17年度の品質保証ガイドラインのプログラムの種類は書かないか、書くなら親のガイドラインで定義してはどうか。(児玉)
- * 第1条(5)の実績のほかに登録を入れるべきである。(橋谷) ⇒実施して登録したということを想定している。(関田)
- * 主語と述語をはっきりさせないと中身がなくなる。「実施して登録したものをいう。」としてはどうか。(武田)
- * 「もの」を「プログラムの記録」と書いてはどうか。(山本)
- * 第1条(4)の「学習機会」は「自己研鑽」、「能力開発の機会」あるいは「研鑽プログラム」としてはどうか? (山本、橋谷) ⇒ペンディングにする。(関田)

2) 第2条について

- *「システム」は何を指すか？(木村)⇒CPDの記録登録を行うシステムである。(関田)
- *この条項の第2文は削除して、「なお、建設系CPD協議会のシステムを参考にされたい。」としてはどうか。この件は最後にもう一度議論してはどうか。(永田)
- *第6条第3項の「…ガイドラインに従う。」という表現に統一してはどうか。(山本)
- *ここで挙がっているガイドラインより、ポータルサイトの概念が一番必要であることを問題提起する。(永田)
- *第4条のCPD実績の証明は第2条の前に持ってきて、証明のために記録登録するという流れにするとよい。(橋谷)
- *第4条の「集積することに対して協力する。」とはどういう意味か？(永田)⇒実績を提供してあげることである。(山本)。建設系CPD協議会では要求に応じてデータを提供している。(佐藤)
- *第2条のシステムは手段であり、その前に記録登録というプロセスが来る。第4条第1項を第2条第1項に持ってきて、現在の第2条を第2項にするとよい。(山本、永田)
- *この条項は、出だしの「技術者が第3者に、」と末尾の「ことに対して協力する。」を削除し、2行目の「会員技術者」を「CPD登録技術者」とする。
- *記録登録の前にプログラムの提供が来る。ここにポータルサイトのことが出てくる。(児玉)
- *実績をやり取りするには個人情報がかからむので協定が必要である。(武田)

3) 第3条について

- *CPDの実施記録と個人の登録記録の保存期限は別の条項にすべきである。(橋谷)
- *参加者リストのようなものまで実施学協会で5年間保存するのは難しい。(佐藤)
- *保存期間は前は3～5年間という意見があったが、5年間は保存すべきである。(橋谷)

4) 第5条について

- *条文に入れずに、前文など他のところに入れる。(関田)

5) 第6条(資料の2番目の第5条)について

- *第6条は、CPD実績を技術者が学協会に要求する場合と学協会が要求する場合の2通りをカバーするように書く必要がある。また、第1項および第2項は、このとおりになっていない学協会はどうするかという間に答えられるように書く必要がある。(関田)
- *建設系CPD協議会では、提供に応じると協定している。資格の関係で証明を求められたときの対応として必要である。受講した本人が直ちに証明書を取っておけばよい。(佐藤)
- *保存は個人の責任である。(橋谷)
- *日本技術士会ではそこに登録されたものについての証明はするが、それ以外は各人が用意する。APECエンジニアの場合は、CPD実績の裏づけ資料を要求される。(永田)
- *学協会で保存するのはサービスとしてであり、本来は各人が保存すべきである。(武田)
- *機械学会では、本人が特定できないので、学協会間のやりとりしか認めない。(山本)

6) ガイドライン全体の構成について

- *現在のガイドライン案は受講形学習を対象としたイメージが強いが、実際には自己研鑽形が多いので、提供とか主催という言葉に抵抗がある。(永田)
- *ガイドラインの中心対象をプログラムに置くのか、実績に置くのか。プログラムは2次的なものなので、うしろに持つてくることでよい。(山本)
- *このガイドラインの位置付けをどうするか？個別ガイドラインのまとめといった位置付けにしてはどうか？(関田)⇒プログラムを含むとすれば質の保証に触れる必要がある

るので、記録登録のガイドラインとしてはどうか。(永田) ⇒その次の条文に質の保証が出てくるので、質のことも入れないといけなくなる。(関田)

*条項としてはプログラムのことを入れておかないといけない。(児玉)

*それは前文の書き方による。今のものは情報交換が主で、品質保証のことまで入っていない。(山本)

*プログラムの作成、実施、記録、集積、証明という流れに沿って、全体像を先ず作って、個別のガイドラインは過去の成果をまとめてうしろに付けるのがよい。(橋谷)

*資料8ページの図1に相当する全体像があると分かりやすい。(永田)

*今回審議してきたガイドラインは記録登録、証明の部分のガイドラインと言うべきである。(山本)

*外部に公表するためには、ガイドラインにはECEも入れないといけないのでは。(山本) ⇒来年度の仕事にしてはどうか。(橋谷) ⇒とりあえずCPDを対象とする。(関田)

*CPDとECEのWGがお互いにやっていることを知らないといけない。(永田)

*何をCPDと認めるかは個人と学協会の問題である。ここでは機関が提供する内容をきちんと定義いけない。(佐藤)

*自己研鑽はここでいうCPDから除いてはどうか。(武田) ⇒広くとらえておいて、学協会が行うのはこの範囲ですとした方がよい。(永田)

*前文か第1条に書くのがよい。(橋谷)

*今回は記録登録の部分をもとめたい。(関田)

3. シンポジウムの提案

ECE WGから提案された平成19年度からの2年間の活動成果を発表するシンポジウムに、当WGの成果も発表することを申し合わせた。

次回は1月14日(水)16時~18時に日本工学会事務所において開催し、記録登録に関するガイドラインの最終確認と、実施および品質保証に関するガイドライン案を審議する。

以上